物 件 眀 細 物件番号 最 低 交通 所在地 大阪モノレール 少路駅 豊中市桜の町六丁目219番外4筆の一部【北西】 占用料 占用期間 5年 408.350円/年 (主要地方道大阪中央環状線桜の町高架橋下) (路線名) 機関 西南西 約500m 2 (年額) 土地の概要 特記事項 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。利用形態について 面 占用許可対象面積 311 m<sup>2</sup> は、「大阪府道路占用許可基準:高架の道路の路面下に設ける施設」をご確認ください。 北側: 府道・幅員約 5.35m・舗装 有・高低差 無・東行一方通行 接面道路 2 占用期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。 の状況 3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府池田土木事務所及び大阪府豊中警察署と協 議し、事前承認を得てください。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府池田土木事 市街化区域内 務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所 用途地域 第二種住居地域 都市 に保護柵等を設置してください。 法 計画法 地域地区 準防火地域 なお、それらの整備等に要する費用は全て占用者の負担となります。 (問い合わせ先) 建ペい率 容積率 300% 60% に 大阪府池田土木事務所 管理課 電話 072-752-4111(代) 基 ·道路法(主要地方道 大阪中央環状線 区域内) 大阪府豊中警察署 交通課 電話 06-6849-1234(代) づ ·都市計画法(都市計画道路 大阪中央環状線 区域) その他 ・軌道法(大阪モノレール本線区域内) 制 の 4 排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水の処 •消防法 法令等 理については、豊中市と協議してください。 文化財保護法(桜井谷窯跡群) (問い合わせ先) 豊中市上下水道局 経営部 お客さまセンター 給排水サービス課 06-6858-2961 火気厳禁 その他条件 5 電気の引込みについては、大阪府池田土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協議して ください。災害が発生した場合において緊急輸送道路となる当該道路は、道路を跨いだ架線で 配管等の状況 の供給はできません。新たに引込線を敷設する場合は、地中化してください。 照会先及び電話番号 区分 対象地周辺 対象地内 また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て占用者の負担となります。 供 (問い合わせ先) 引込管 公営 本管 給 |豊中市上下水道局 経営部 お客さまセンター 大阪府池田土木事務所 管理課 電話 072-752-4111(代) 水道 |給排水サービス課 06-6858-2961 処 有 関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 電話 0800-777-3081 理 配電線 引込線 関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 施 電気 0800-777-3081 無 有 設 本管 6 対象地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「桜井谷窯跡群」に指定され の 引込管 都市 大阪ガスネットワーク株式会社 ており、対象地において掘削を伴う工事等を行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定に 状 06-6202-2141 ガス 無 無 基づき、着手前に届出をする必要があります。 本管 引込管 公共 (お問い合わせ先) |豊中市上下水道局 経営部 お客さまセンター

|給排水サービス課 06-6858-2961

下水道

有

豊中市 教育委員会事務局 社会教育課 文化財保護係 電話 06-6858-2581 (裏面へつづく)

## 特記事項

行う場合は大阪府池田土木事務所及び大阪モノレール株式会社と協議してください。 (問い合わせ先)

大阪府池田土木事務所 管理課 電話 072-752-4111(代) 大阪モノレール株式会社 電話 06-6319-9961(代)

8 モノレール軌道桁などの大阪モノレール株式会社の施設は定期的な点検を実施して おり、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修 を実施することがあります。ついては、点検や補修工事において、一定の期間、占用不 可となる箇所が生じることになりますが、その占用料や補償などを大阪府及び大阪モノ レール株式会社において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。な お、点検及び補修工事等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移 動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占用者の負担 となります。

(問い合わせ先)

大阪モノレール株式会社 電話 06-6319-9961(代)

- 9 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立 ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障と なる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用 等については、全て占用者の負担となります。
- 10 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要と なる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついて は、点検や補修工事において、一定の期間、占用不可となる箇所が生じることになりま すが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらか じめご了承ください。

なお、点検及び補修工事等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去 や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占用者の 負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府池田土木事務所と協議してく ださい。

(問い合わせ先)

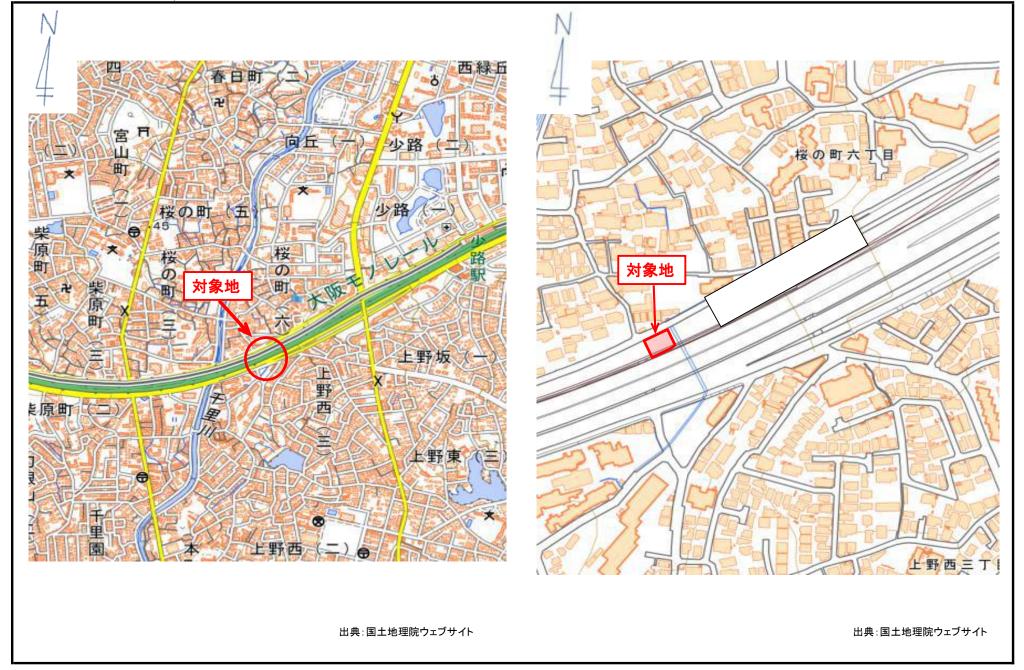
大阪府池田土木事務所 管理課 電話072-752-4111(代)

11 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水 の落下があります。本府はその責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。

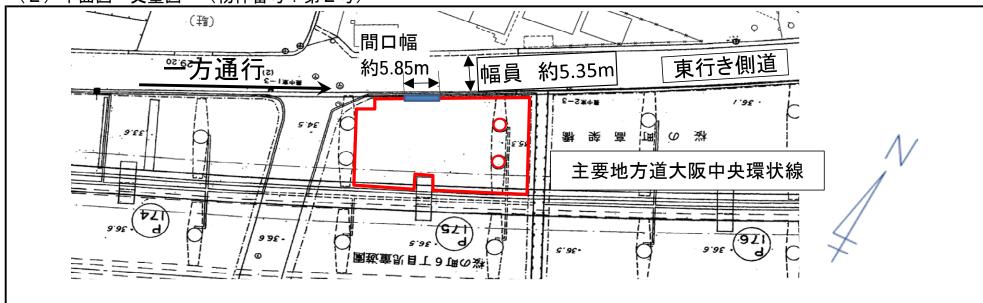
- 7 対象地上を高架で、大阪モノレール(本線)が運行しておりますので、工事等の行為を 12 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に 落下することがありますので、あらかじめご了承ください。
  - 13 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占用者にお いて行ってください。
  - 14 対象地外の府所有地(管理フェンスの周辺など)の損傷等について、対象地の占用に起因す る場合、占用者に復旧を求めることがあります。
  - 15 対象地内において過去に油脂と思われる液体が、橋脚から落下した事により駐車車輌に汚濁 被害が出たことがあります。その後、何度か調査を行いましたが、現在においても原因不明で す。

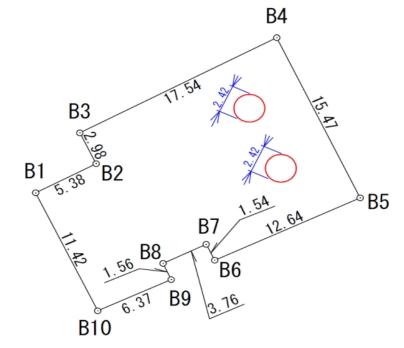
この点についても、予めご承知置きください。

## (1)位置図 (物件番号:第2号)



(2) 平面図・丈量図 (物件番号:第2号)





貸付地B-1号地				
測点名	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	$Xn \times (Yn+1-Yn-1)$
B5	-132913. 634	-48676. 863	-4. 862	646226. 0885080
B6	-132919. 094	-48688. 266	-12. 078	1605396. 8173320
B7	-132917. 702	-48688. 941	-4. 053	538715. 4462060
B8	-132919. 373	-48692. 319	-2. 738	363933. 2432740
B9	-132920. 798	-48691.679	-5. 123	680953. 2481540
B10	-132923. 529	-48697. 442	-10. 623	1412046. 6485670
B1	-132913. 192	-48702. 302	-0. 122	16215. 4094240
B2	-132910. 642	-48697. 564	3. 460	-459870. 8213200
B3	-132907. 942	-48698. 842	14. 160	-1881976. 4587200
B4	-132899. 604	-48683. 404	21. 979	-2921000. 3963160
倍面積				639. 2251090
面積				319. 6125545

橋脚控除面積: π/4×2.42 ^ 2×2=9.1992116

占用対象面積:311 m<sup>2</sup>(小数点切り上げ)

貸付面積: 319.6125545 - 9.1992116 = 310.4133429

図 面 名	貸付平面図・丈量図
作成年月日	令和7年9月25日
事 業 者 名	大 阪 府